

船員 通航 信空	高 校 卒	1級1号俸	そ の 他 修 専 大 門 士 職 學 位 課 程 修 了 6 程 修 了 卒	2級13号俸
海上保安官	海上保安学校専攻科修了	1級24号俸	高 校 卒	1級1号俸
海上保安官	海上保安学校本科の修業年限2年の課程卒	1級11号俸		
海上保安官	海上保安学校本科の修業年限1年の課程卒	1級7号俸		

別表第1の「公務職俸報」初仕給基準表の備考第1項中「この表」の次に「又は第4項の表」を用い回表の備考に次の1項を用べ。

- 3 試験欄の「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職A又は矯正心理専門職Bの結果に基づいて職員となつた者で、少年鑑別所において資質の鑑別に関する職務に從事するもの(大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。)については、この表の初任給欄の号俸が「1級22号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 4 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験	学歴免許等	初任給
I 種	2級1号俸	
II 種	1級21号俸	
III 種	1級1号俸	
A 種	1級22号俸	
B 種	1級11号俸	

別表第1の公務職俸報初仕給基準表の備考第1項中「この表」の次に「又は第5項の表」を用い回表の備考に次の1項を用べ。

試験	学歴免許等	初任給
I 種		2級5号俸
II 種		1級25号俸
III 種		1級5号俸
A 種		2級2号俸
B 種		1級15号俸

6 試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある官職に採用されるものについては、前項の表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「2級33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「2級17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

薬剤師	大学6卒	2級15号俸
大学卒	2級1号俸	記入用
大學生	2級15号俸	記入用
大學生	2級1号俸	記入用

別表第1の公務職俸報初仕給基準表の備考第1項中「この表」の次に「又は第6項」を用い回表の備考に次の1項を用べ。

3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第1の大学6卒の履歴川印中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」や「[1]学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」、「[2]上記に相当する人事院が認める学歴免許等の資格」に沿む、回表第1印中「獣医学」や「薬学若しくは獣医学」に沿む。

別表第1の公務職俸報初仕給基準表の備考第1項中「この表」の次に「又は第7項」を用い回表の備考に次の1項を用べ。「正規の試験」や「採用試験又は経験者採用試験」、「I種」や「総合職(院卒)又は専門職(高卒)」、「正規の試験」や「採用試験又は経験者採用試験」、「I種」、「総合職(院卒)又は専門職(高卒)」に沿む、「B種」の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と記入、「回表の備考第1印中「有する者」の次に「第2級総合無線通信士等」という。」や「「この表」や「第1項の規定」、「III種」や「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」に沿む、「回表の備考に次の1項を用べ。

博士課程修了	2級33号俸
--------	--------

別表第1の公務職俸報初仕給基準表の備考第1項中「この表」の次に「又は第8項」を用い回表の備考に次の1項を用べ。「この表」や「第1項の規定」、「III種」や「一般職(高卒)又は専門職(高卒)」に沿む、「回表の備考に次の1項を用べ。